

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和3年1月12日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000156号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2000010号

第1 結論

平成2年4月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年4月から平成3年3月まで

私は、請求期間当時、叔父が経営する店舗に勤務しており、その店舗に叔父及び叔母の保険料を集金に来ていた人がいた。請求期間の保険料については、叔父及び叔母が保険料を納付するのに併せて、私が納付書に現金を添えて平成2年に1年分をまとめて集金に来ていた人に納付した。しかしながら、国の記録によると請求期間は国民年金の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の保険料を、納付書に現金を添えて平成2年に1年分をまとめて納付した旨陳述しているところ、A市から提出された請求者の「住民情報システムー国民年金ー」によると、平成3年9月13日に、同市において請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日を遡って平成2年4月1日とする処理が行われていることが確認できることから、請求者に係る国民年金の加入手続は平成3年9月頃に行われたと推認でき、当該加入手続が行われたと推認できる時点までは請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、請求期間に係る保険料の納付書は発行されず、請求者は平成2年に請求期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記の国民年金の加入手続が行われたと推認できる時点で、請求期間の保険料は過年度保険料として納付することが可能であるが、請求者は保険料を遡って納付したことはない旨陳述している上、請求者のオンライン記録によると、平成3

年4月から平成4年3月分までの保険料を平成3年11月19日に納付していることが確認できるところ、請求者は、当該期間の保険料と一緒に請求期間の保険料を納付していない旨陳述している。

さらに、請求者は、請求者の叔父及び叔母に係る保険料を集金に来ていた人に対し、叔父及び叔母が保険料を納付するのに併せて、請求期間の保険料を納付した旨陳述しているところ、叔父及び叔母のオンライン記録によると、請求者に係る請求期間の保険料が納付可能な期間に、叔父及び叔母の保険料が納付された記録は確認できない。また、請求者及びその叔母は、集金人の氏名及び集金人が来ていた時期は覚えておらず、叔母は、集金人はA市B区C支所から派遣された人だと思ふ旨陳述しているところ、A市は、請求期間当時に集金による保険料の収納が行われていたかについては資料が無いため不明である旨回答している。

加えて、A市から提出された請求者の「住民情報システムー国民年金ー」及び国民年金被保険者名簿（CSVデータ）によると、いずれも請求期間の保険料は未納の記録となっており、オンライン記録と一致している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる請求者の氏名でD県内に払い出された国民年金手帳記号番号の検索及びオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者の基礎年金番号となっている国民年金手帳記号番号以外に請求者のものと思われる国民年金手帳記号番号は見当たらない上、請求者の改製原附票によると、請求者はA市以外に住民票を異動した記録が無く、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。